

八代港小口混載貨物利用促進助成金交付要項

(事業の目的)

第1条 この事業は、八代港の外貿コンテナ定期航路の小口混載貨物サービスを利用する荷主に対し、八代港ポートセールス協議会（以下「本協議会」という。）がコンテナ輸出入に要する経費の一部を予算の範囲内で助成することにより、八代港における小口混載貨物サービスの利用を促し、八代港の更なる利用拡大を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金は、次の各号に掲げる要件を満たす企業（個人経営者を含む。以下同じ）が荷主となる場合に交付するものとする。この場合において、商社等との契約により、当該企業が直接荷主とならない場合も、実質上の荷主であることが確認できれば、実質上の荷主を助成対象とすることができる。

- (1) 国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続しているもの。
- (2) 当該年度に八代港小口混載貨物サービスを利用した荷主企業。

(助成金の額等)

第3条 助成金の額は、船荷証券に記載される重量t又は体積 m^3 の大きい方の数値を用い、1tもしくは1 m^3 につき2千円を乗じた額とする。また、小数点以下の端数については切り上げるものとする。

- 2 助成金は、1荷主につき15万円まで交付できるものとする。
- 3 助成金は予算の範囲内とし、助成金の交付決定額の合計が予算額を超える場合は超過部分については交付しないものとする。但し、輸出入日が同一である請求金額が予算額を超えた場合、当該請求金額については、予算残額を按分して交付するものとする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする荷主（以下「請求者」という。）は、港湾運送事業者を通じ予め助成金交付請求の仮予約を行い、当該小口混載貨物サービスを利用した日から原則14日以内に、八代港小口混載貨物利用促進助成金交付請求書（別記第1号様式）に船荷証券を添付して、会長に提出するものとする。

(交付決定)

第5条 会長は、前条の請求書を受領したときは、その日から14日以内に請求内容を審査し、要件を満たしている場合は助成金の交付を決定する。交付する場合は、会長はすみやかに旨該当請求者へ助成金を交付し、不交付とする場合は、会長はその旨当該請求者に、八代港小口混載貨物利用促進助成金不交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

(助成金の返還)

第6条 会長は、虚偽の請求又は不正の手段により助成金を受領した者に対し、当該助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、当該事業の運営について必要な事項は別に定める。

附 則 この要項は、平成20年5月16日から適用する。